

空港技術懇話会 設置規約

(設置の目的)

第1条 空港を取り巻く環境が大きく変化する中、利便性の向上、安全・安心の確保など空港に寄せられる多様なニーズに的確に対応するため、空港技術に関係する産学官が連携して、新たな空港技術の活用・開発等を進めることにより、質の高い空港整備・運営を実現することを目的として、「空港技術懇話会」(以下「懇話会」という。)を設置する。

(懇話会の構成)

第2条 懇話会は、会議の長(以下「委員長」という。)及び別紙に掲げる委員で構成する。ただし、第3条第1項に規定する委員長は、必要があると認めるときは、委員の追加又は関係者の出席を求めることができる。

(座委員長の任命等)

第3条 懇話会に委員長を1名置く。
2 委員長は、事務局から推薦し、委員の承認によってこれを定める。
3 委員長は、懇話会を統括する。
4 委員長に事故があるときは、委員のうちから委員長が指名する者が、その職務を代理する。

(議事の公開)

第4条 懇話会は冒頭部分のみ公開とし、傍聴は不可とする。
2 懇話会の資料は特段の理由がある場合を除き、公開とする。
3 懇話会の議事要旨は、事務局が委員長の確認を得たのち、速やかに国土交通省ホームページにおいて公開する。

(事務局)

第4.5条 懇話会の事務局は、国土交通省航空局航空ネットワーク部空港技術課に置く。

(守秘義務)

第5.6条 委員及びオブザーバーは、懇話会を通じて知り得た秘密事項を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(雑則)

第6.7条 この規約に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項については、懇話会で定めるものとする。

附 則

1 この規約は、令和5年1月12日から施行する。
2 この規約は、令和5年5月9日から適用する。

空港技術懇話会 委員名簿

学識経験者

屋井 鉄雄 東京工業大学 特命教授
轟 朝幸 日本大学 理工学部 交通システム工学科 教授
花岡 伸也 東京工業大学 環境・社会理工学院 融合理工学系 教授
平田 輝満 茨城大学大学院 理工学研究科 都市システム工学領域 教授
福田 大輔 東京大学大学院 工学系研究科 社会基盤学専攻 教授

研究機関

国土技術政策総合研究所 副所長
港湾空港技術研究所 所長

空港会社

成田国際空港株式会社 常務取締役 整備部門長
中部国際空港株式会社 取締役執行役員
新関西国際空港株式会社 執行役員

航空会社

全日本空輸株式会社 執行役員 オペレーションサポートセンター長
日本航空株式会社 執行役員 空港本部長

国土交通省

大臣官房 技術審議官（航空）

事務局

国土交通省 航空局 空港技術課
空港安全室
東京航空局 空港部
大阪航空局 空港部